

介護保険事業者における事故発生時の報告マニュアル

1 事故等報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険指定事業者（以下「事業者」という）が行う利用者に対する介護保険適用サービスが対象。

2 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに村、利用者家族等、利用に係る居宅介護事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 事故等の報告を行う範囲について

(1) サービス提供により発生した死亡事故又は受傷事故等

- ①「サービス提供により」とは、利用者が事業所内に滞在している時間のほか、送迎・通院等の時間の事故によるものを含む。
- ②受傷事故の程度については、原則として医療機関の受診を要したものを対象とする。
- ③事業者側の過失の有無は問わない。
- ④病気による死亡は含まない。ただし、死因に疑義が生じる可能性があるときは報告の対象とする。

(2) 職員による法令違反・不祥事等

- ①利用者の処遇に関連するものに限る。（例：利用者への暴力、利用者の金品等の横領、送迎時等の交通事故など。）

(3) 感染症若しくは食中毒の発生又はそれらが疑われる場合

- ①感染症・食中毒の発生（1類から4類の感染症で医師が届出た場合及び5類の感染症で施設長等が保健所に報告した場合）

(4) 利用者の失そうや不法行為が発生した場合

①利用者の失そう・行方不明（警察へ捜索願を提出した場合等）

②利用者の不法行為（犯罪行為として警察へ届け出たもの等）

(5) その他、報告が必要と認められる事故の発生

上記(1)～(4)のほか、施設長が特に必要と認め、村へ問い合わせ報告の必要があると判断されたもの

4 報告の手順等

事故発生にあたり、救助・応急対応を行った後、利用者の家族への連絡・利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡と併せて、孺恋村健康福祉課介護高齢係へ連絡をする。

事故報告は、発生から5日以内に、別紙様式の「介護保険事業者事故報告書」により内容を整理し報告する。

ただし、感染症、食中毒については、発生直後は、拡大防止等の対応を優先する必要があることから、5日以内にかかわらず、事態が落ち着いて報告書作成が可能となった時点で行うものとする。

なお、利用者等の介護保険が他の市町村に属している場合、事業者は当該市町村に併せて報告するものとする。

■報告先

〒377-1692

孺恋村大字大前1 1 0番地

孺恋村役場健康福祉課介護高齢係

TEL：0279-96-0512

FAX：0279-96-0516

EMAIL：kaigo@vill.tsumagoi.gunma.jp